

ユアサイドニュース 8 月号

離職証明書作成時における被保険者期間の算入方法が変更となります。(2020 年 8 月 1 日より)

【失業給付を受けるには受給資格が必要】

離職者が失業給付を受けるためには、最初に最寄りのハローワークへ出頭し、受給資格の決定を受ける必要があります。受給資格を得るためには、原則過去 2 年間(算定対象期間)に被保険者期間が 12 ヶ月あることが要件です。被保険者期間の確認は離職票に 11 日以上勤務実績(有休含む)のある月が 12 個記載されているかどうかを見て判断します。従って、離職証明書を作成する際は、11 日未満の月も記載はするのですが、実質上はカウントをせず、11 日以上取れる月が 12 個取れるところまで離職日から遡って最長 2 年分記載をしていきます。

※ 被保険者期間は前職と通算出来る場合があります。

※ 出産や傷病等理由による休業期間がある場合は、算定対象期間を最大 4 年まで延長することが可能です。

※ 「離職証明書」を作成しハローワークへ提出→受理後、「離職票」として事業主へ返却

【被保険者期間の算入方法の変更点とその経緯】

雇用保険の加入要件は①週 20 時間以上、②31 日以上の雇用見込みがある者、となっておりますが、離職時に被保険者期間としてみなされるのは月単位で 1 ヶ月に 11 日以上勤務した月のみです。例えばパート・アルバイトで週 3 回、1 日所定 8H 勤務の従業員の場合、雇用契約締結時は週 20H 以上となるため加入手続きを行います。実際は欠勤やシフトの都合上勤務日数が減ってしまい、結果として 1 ヶ月の勤務日数が 11 日未満となってしまうことがあります。仮に 1 ヶ月の勤務日数が 10 日の場合、その月は被保険者期間としてカウントされませんので、最悪の場合期間不足となり、退職時の事業場の被保険者期間のみでは受給資格が得られないという事象が生じてしまいます。

このように雇用保険に加入していたにも関わらず失業給付が受けられないという事象を防ぐため、11 日未満の月がある場合は、日数ではなく労働時間で要件の確認をする、という算入方法が新たに追加されました。算入基準となる労働時間は月 80 時間以上です。

【具体的な記載方法】

離職証明書作成時に基礎日数(離職証明書⑨⑩欄)が 11 日未満の月がある場合は、備考(離職証明書⑬欄)へ残業時間を含む実働時間数を記載します。2020 年 8 月 1 日以降の離職者分より対象となります。

弊社へ作成、提出代行を依頼されている事業所様へは、該当する退職者がいらっしまった場合、今後は 1 日の実働時間の分かる資料も一緒をお願いをさせて頂くこともあるかと思っております。その際はどうぞご協力の程よろしくお願い致します。